

住民税均等割課税世帯給付金 (10万円/1世帯)のご案内

- この給付金は、令和5年度住民税のうち、均等割のみが課税される世帯に対し、1世帯あたり10万円を給付するものです。
※世帯全員が住民税均等割が課税されている方の扶養を受けている場合は対象外です。
※大府市低所得世帯生活支援特別給付金（7万円追加給付）を受給した世帯は対象外です。
- 給付対象となる世帯に18歳以下の子ども（平成17年4月2日以降生まれ）がいる場合は、子ども1人につき5万円を加算します。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

住民税

均等割

一定以上の所得がある方が一律で同額を負担するもの

所得割

前年の所得額に応じて、負担額が変わるもの

給付金の支給額

1世帯あたり10万円

世帯に18歳以下の子どもがいる場合は
子ども1人につき5万円を加算します。

支給対象・手続き方法

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

- ※世帯全員が住民税均等割が課税されている方の扶養を受けている場合は対象外です。
- ※大府市低所得世帯生活支援特別給付金（7万円追加給付）を受給した世帯は対象外です。

申請が不要な世帯

- ①基準日（令和5年12月1日）時点で大府市に住民登録があり、
- ②世帯全員が令和5年度の住民税所得割が課税されておらず、
- ③世帯内の少なくとも1人が令和5年度の住民税均等割のみを課税されている世帯

申請が必要な世帯

- ・DV等避難世帯
- ・死亡、離婚等により住民税均等割のみ課税世帯相当となった世帯
- ・課税内容の変更により住民税均等割のみ課税世帯相当となった世帯

大府市から「支給要件確認書」が届きますので、期日までに返送してください。

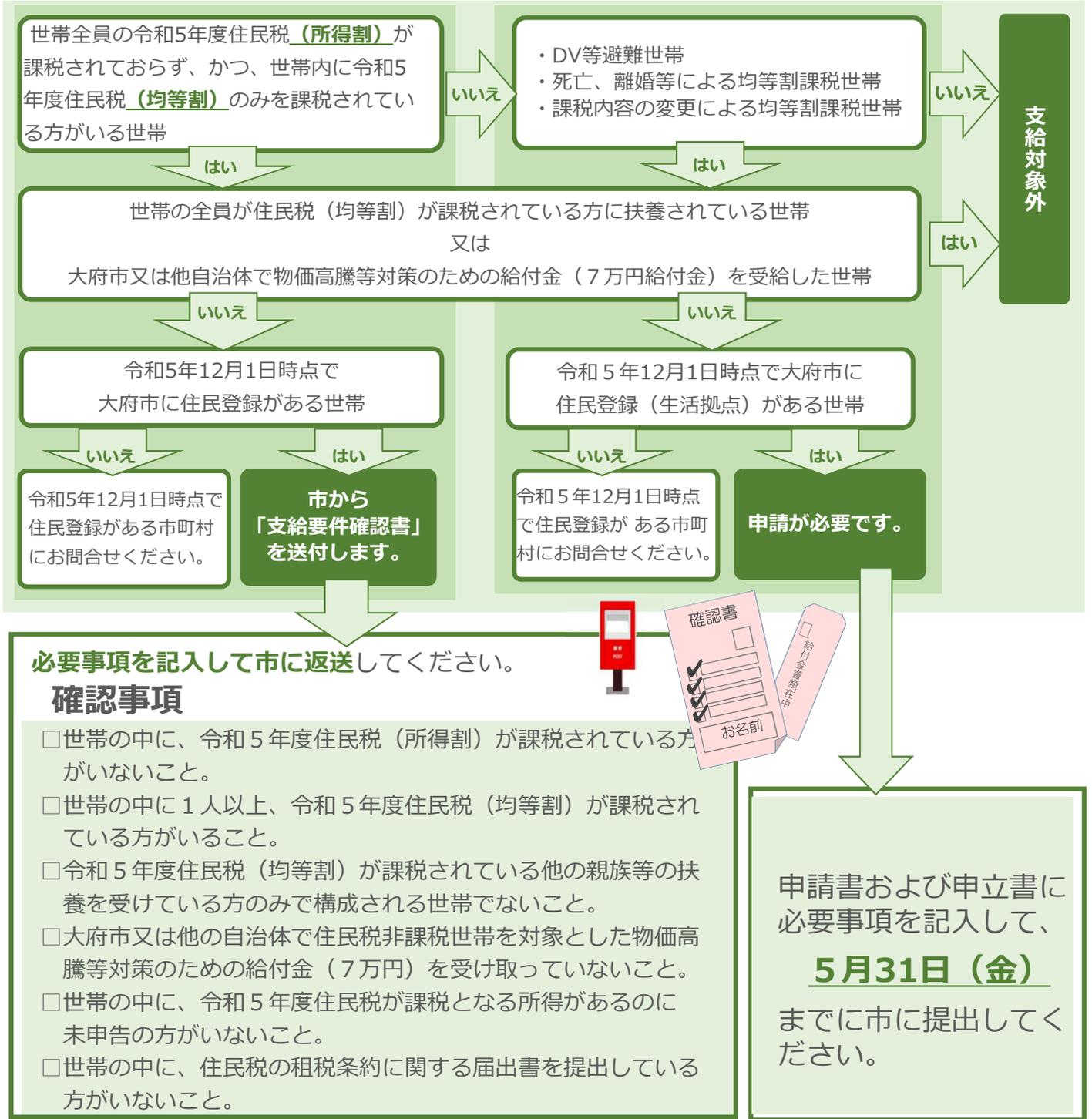
申請が必要です

申請期限 5月31日（金） まで



支給手続きの詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き



受付期間・場所

- 4月1日（月）～5月31日（金） 市役所1階 7番窓口（地域福祉課）



確認や申告の内容が誤っていた場合、支給済みの給付金の返還を求められることがあります。意図的に虚偽の確認をした場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。



「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

警察相談専用電話（#9110）

お問い合わせ

大府市役所 地域福祉課 給付金担当

☎0562-47-2111（内線579）

受付時間 平日9:00～17:00（水曜のみ19:00まで）

（土・日・祝日を除く。）

